

出入国在留管理政策懇談会資料

第4回会合 (出入国管理について)



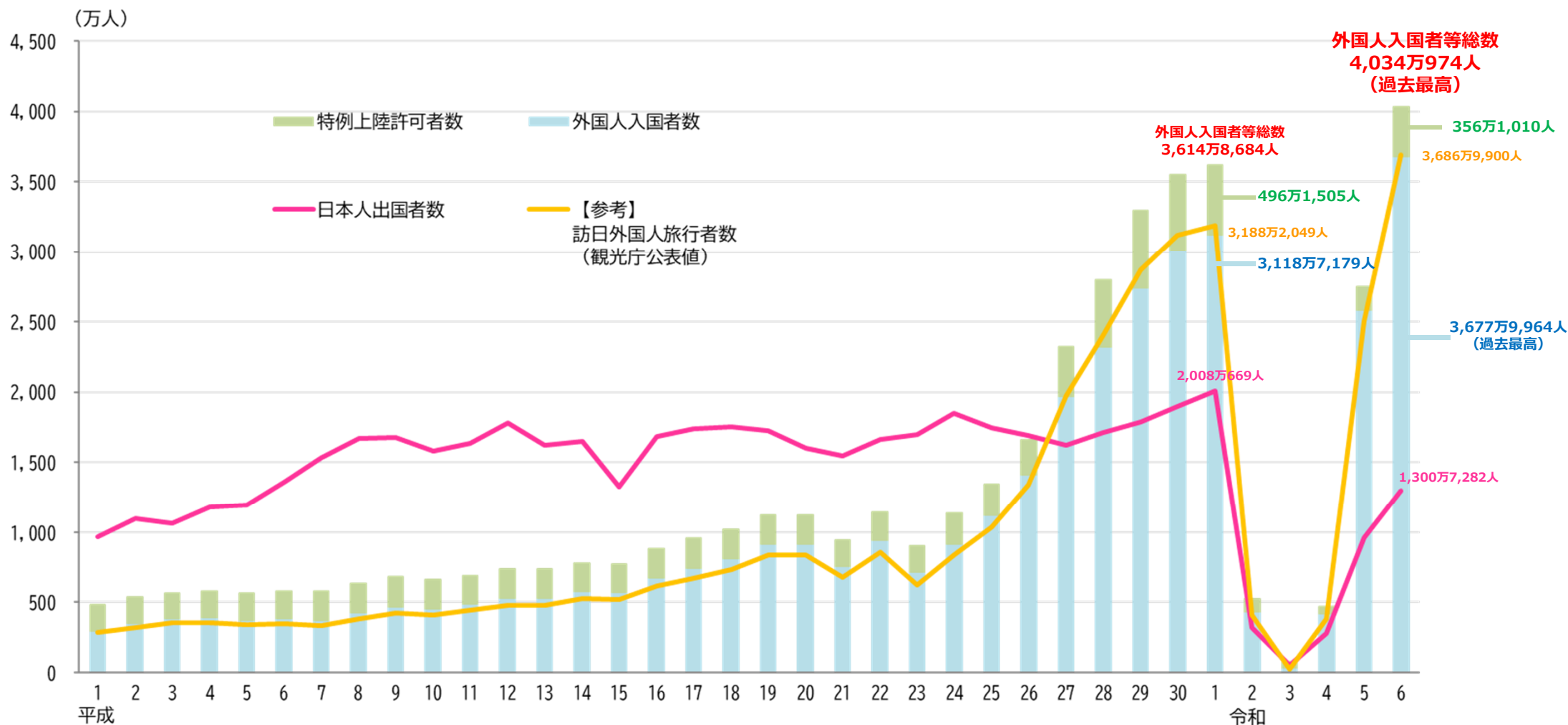
世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

令和7年5月30日
出入国在留管理庁

●外国人入国者数・日本人出国者数等の推移-----	P 2・3
●国籍・地域別 外国人新規入国者数の推移-----	P 4
●空・海港別 外国人入国者数-----	P 5
●外国人の被上陸拒否者数-----	P 6
●空港での審査待ちを巡る状況（R6.12）-----	P 7
●2024年12月の外国人新規入国者数の動向（2019年・2023年同月比）-----	P 8
●出入国審査における基本的方向性-----	P 9
●上陸審査の流れ-----	P 10
●円滑化の主な取組-----	P 11～15
・顔認証ゲート-----	P 11
・バイオカート-----	P 12
・共同キオスク-----	P 13
税関・入管における「共同キオスク」の概要-----	P 14
・クルーズ船の外国人乗客に係る入国審査手続の円滑化-----	P 15
●厳格化の主な取組-----	P 16～17
・個人識別情報を活用した入国審査の実施-----	P 16
・APIとPNRの水際対策への活用-----	P 17
●電子渡航認証システム（JESTA）-----	P 18

外国人入国者数・日本人出国者数等の推移



(注1) 外国人入国者等総数とは、外国人入国者数及び特例上陸許可者数を合計した数です。

(注2) 「訪日外国人旅行者数」(観光庁が公表)は、外国人入国者数から在留資格「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」による入国者数並びに特別永住者の入国者数を除き、その他の上陸許可のうち、船舶観光上陸許可、寄港地上陸許可及び通過上陸許可を受けた者の数を加えたものです。

(注3) 「特例上陸許可」とは、我が国への入国時に在留資格を受ける上陸許可ではない、「船舶観光上陸許可」、「寄港地上陸許可」、「通過上陸許可」、「乗員上陸許可」、「緊急上陸許可」、「遭難上陸許可」及び「一時庇護のための上陸許可」のことです。

外国人入国者数・日本人出国者数等の推移

(人)

	① 外国人 入国者等 総数 (A = B + C)	対前年 増減率 (%)	② 外国人 入国者数 (B = ③ + ④)	対前年 増減率 (%)	⑤ 新規入国	⑥ 再入国	⑦ 特例上陸 許可者数	日本人 出国者数	対前年 増減率 (%)	【参考】 訪日外国人旅行者数 (観光庁公表値)
平成元年	4,839,292		2,985,764		2,455,776	529,988	1,853,528	9,662,752		2,835,064
2	5,382,464	11.2	3,504,470	17.4	2,927,578	576,892	1,877,994	10,997,431	13.8	3,235,860
3	5,640,480	4.8	3,855,952	10.0	3,237,874	618,078	1,784,528	10,633,777	-3.3	3,532,651
4	5,762,063	2.2	3,926,347	1.8	3,251,753	674,594	1,835,716	11,790,699	10.9	3,581,540
5	5,627,493	-2.3	3,747,157	-4.6	3,040,719	706,438	1,880,336	11,933,620	1.2	3,410,447
6	5,763,742	2.4	3,831,367	2.2	3,091,581	739,786	1,932,375	13,578,934	13.8	3,468,055
7	5,758,828	-0.1	3,732,450	-2.6	2,934,428	798,022	2,026,378	15,298,125	12.7	3,345,274
8	6,319,186	9.7	4,244,529	13.7	3,410,026	834,503	2,074,657	16,694,769	9.1	3,837,113
9	6,815,756	7.9	4,669,514	10.0	3,809,679	859,835	2,146,242	16,802,750	0.6	4,218,208
10	6,593,407	-3.3	4,556,845	-2.4	3,667,813	889,032	2,036,562	15,806,218	-5.9	4,106,057
11	6,912,092	4.8	4,901,317	7.6	3,959,621	941,696	2,010,775	16,357,572	3.5	4,437,863
12	7,377,173	6.7	5,272,095	7.6	4,256,403	1,015,692	2,105,078	17,818,590	8.9	4,757,146
13	7,390,705	0.2	5,286,310	0.3	4,229,257	1,057,053	2,104,395	16,215,657	-9.0	4,771,555
14	7,812,764	5.7	5,771,975	9.2	4,646,240	1,125,735	2,040,789	16,522,804	1.9	5,238,963
15	7,704,629	-1.4	5,727,240	-0.8	4,633,892	1,093,348	1,977,389	13,296,330	-19.5	5,211,725
16	8,837,184	14.7	6,756,830	18.0	5,508,926	1,247,904	2,080,354	16,831,112	26.6	6,137,905
17	9,551,565	8.1	7,450,103	10.3	6,120,709	1,329,394	2,101,462	17,403,565	3.4	6,727,926
18	10,200,490	6.8	8,107,963	8.8	6,733,585	1,374,378	2,092,527	17,534,565	0.8	7,334,077
19	11,241,642	10.2	9,152,186	12.9	7,721,258	1,430,928	2,089,456	17,294,935	-1.4	8,346,969
20	11,226,089	-0.1	9,146,108	-0.1	7,711,828	1,434,280	2,079,981	15,987,250	-7.6	8,350,835
21	9,470,034	-15.6	7,581,330	-17.1	6,119,394	1,461,936	1,888,704	15,445,684	-3.4	6,789,658
22	11,415,786	20.5	9,443,696	24.6	7,919,726	1,523,970	1,972,090	16,637,224	7.7	8,611,175
23	9,051,112	-20.7	7,135,407	-24.4	5,448,019	1,687,388	1,915,705	16,994,200	2.1	6,218,752
24	11,376,790	25.7	9,172,146	28.5	7,549,998	1,622,148	2,204,644	18,490,657	8.8	8,358,105
25	13,420,333	18.0	11,255,221	22.7	9,554,415	1,700,806	2,165,112	17,472,748	-5.5	10,363,904
26	16,602,304	23.7	14,150,185	25.7	12,388,748	1,761,437	2,452,119	16,903,388	-3.3	13,413,467
27	23,216,206	39.8	19,688,247	39.1	17,796,147	1,892,100	3,527,959	16,213,789	-4.1	19,737,409
28	27,968,836	20.5	23,218,912	17.9	21,092,975	2,125,937	4,749,924	17,116,420	5.6	24,039,700
29	32,930,959	17.7	27,428,782	18.1	25,092,020	2,336,762	5,502,177	17,889,292	4.5	28,691,073
30	35,466,523	7.7	30,102,102	9.7	27,574,232	2,527,870	5,364,421	18,954,031	6.0	31,191,856
令和元年	36,148,684	1.9	31,187,179	3.6	28,402,509	2,784,670	4,961,505	20,080,669	5.9	31,882,049
2	5,226,568	-85.5	4,307,257	-86.2	3,581,443	725,814	919,311	3,174,219	-84.2	4,115,828
3	775,044	-85.2	353,119	-91.8	151,726	201,393	421,925	512,244	-83.9	245,862
4	4,680,614	503.9	4,198,045	1,088.8	3,423,531	774,514	482,569	2,771,770	441.1	3,832,110
5	27,482,154	487.1	25,830,810	515.3	23,751,693	2,079,117	1,651,344	9,624,158	247.2	25,066,350
6	40,340,974	46.8	36,779,964	42.4	34,015,766	2,764,198	3,561,010	13,007,282	35.2	36,869,900

国籍・地域別 外国人新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	構成比 (%)	対前年 増減率 (%)	対令和元年 増減率 (%)
総 数	28,402,509	3,581,443	151,726	3,423,531	23,751,693	34,015,766	100.0	43.2	19.8
韓 国	5,339,079	432,707	5,500	952,743	6,810,987	8,629,184	25.4	26.7	61.6
台 湾	4,520,610	647,424	1,917	317,293	4,073,135	5,694,938	16.7	39.8	26.0
中 国	7,424,274	836,088	19,374	155,702	1,997,492	5,485,052	16.1	174.6	-26.1
米 国	1,636,631	202,096	13,631	302,382	2,004,203	2,665,697	7.8	33.0	62.9
中 国〔香港〕	2,158,819	318,793	693	254,479	2,029,811	2,557,150	7.5	26.0	18.5
タ イ	1,297,092	214,904	2,271	191,611	981,323	1,129,625	3.3	15.1	-12.9
オーストラリア	597,442	139,417	2,824	84,796	604,932	907,711	2.7	50.1	51.9
フ ィ リ ピ ン	571,685	96,281	5,405	113,221	584,825	767,366	2.3	31.2	34.2
シ ン ガ ポ ー ル	484,057	53,827	550	130,211	587,401	683,392	2.0	16.3	41.2
カ ナ ダ	354,894	50,181	3,122	52,810	418,563	567,469	1.7	35.6	59.9
マ レ ー シ ア	483,485	72,584	1,228	69,778	405,925	492,086	1.4	21.2	1.8
イ ン ド ネ シ ア	390,645	71,570	2,741	106,178	401,876	478,973	1.4	19.2	22.6
英 国	393,929	45,555	5,949	51,554	308,688	421,124	1.2	36.4	6.9
フ ラ ン ス	314,649	37,254	4,348	45,983	264,244	369,357	1.1	39.8	17.4
ベ ト ナ ム	353,633	90,876	24,623	163,789	330,721	335,470	1.0	1.4	-5.1
ド イ ツ	217,166	26,181	3,853	41,654	221,011	305,620	0.9	38.3	40.7
イ タ リ ア	156,027	12,106	2,782	21,440	148,026	224,001	0.7	51.3	43.6
イ ン ド	137,551	14,499	1,867	34,427	133,983	192,603	0.6	43.8	40.0
ス ベ イ ン	125,157	10,247	2,337	14,138	112,637	178,400	0.5	58.4	42.5
メ キ シ コ	68,679	8,898	986	8,387	92,946	149,426	0.4	60.8	117.6
中 国〔その他〕	117,738	11,860	23	1,304	73,445	120,805	0.4	64.5	2.6
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	88,959	14,850	1,084	10,913	76,481	111,721	0.3	46.1	25.6
オ ラ ン ダ	75,713	7,714	1,586	11,248	72,812	100,873	0.3	38.5	33.2
ロ シ ア	110,973	19,374	2,569	8,844	38,170	91,410	0.3	139.5	-17.6
ブ ラ ジ ル	57,298	8,824	4,002	16,082	55,035	88,137	0.3	60.1	53.8
ネ パ ー ル	22,798	5,595	1,554	47,611	50,368	73,770	0.2	46.5	223.6
ス イ ス	51,765	5,537	1,177	8,310	52,015	70,363	0.2	35.3	35.9
英 国〔香港〕	78,105	19,184	74	11,958	63,369	70,266	0.2	10.9	-10.0
ポ ー ラ ン ド	36,662	3,531	1,137	5,167	39,515	62,421	0.2	58.0	70.3
ミ ャ ン マ ー	23,190	7,624	1,435	21,452	39,641	60,164	0.2	51.8	159.4
そ の 他	713,804	95,862	31,084	168,066	678,113	931,192	2.7	37.3	30.5

(注1)「中国〔香港〕」は、中国国籍を有する者で、香港特別行政区旅券（SAR旅券）を所持する者をいいます（有効期間内の旧香港政庁発給身分証明書を所持する中国国籍者を含む。）。

(注2)「中国〔その他〕」は、中国国籍を有する者で、中国及び香港特別行政区を除く政府（例えば、マカオ特別行政区）が発給した身分証明書等を所持する者をいいます。

(注3)「英国〔香港〕」は、香港の居住権を有する者で、英国政府が発給した英国海外市民旅券（BNO旅券）を所持する者をいいます。

(注4)表の各項目における構成比（％）は、表示桁数未満を四捨五入してあるため、内訳の合計は必ずしも100.0％となりません。

空・海港別 外国人入国者数

(人)

		令和6年 (2024年)								
		総 数	構成比 (%)	外国人 入国者数	特例上陸 許可者数	船舶観光上陸 許可者数	寄港地上陸 許可者数	通過上陸 許可者数	乗員上陸 許可者数	その他の 特例上陸 許可者数
総	数	40,340,974	100.0	36,779,964	3,561,010	1,256,518	33,715	9,614	2,260,676	487
空	港	37,152,814	92.1	36,217,962	934,852	0	33,715	9,609	891,339	189
	成 田	11,228,083	27.8	10,894,962	333,121	0	12,686	5,128	315,234	73
	関 西	9,626,366	23.9	9,457,919	168,447	0	445	87	167,898	17
	羽 田	6,565,520	16.3	6,258,927	306,593	0	20,536	4,370	281,609	78
	福 岡	3,448,228	8.5	3,416,860	31,368	0	5	0	31,361	2
	新 千 歳	1,709,957	4.2	1,677,971	31,986	0	0	0	31,983	3
	中 部	1,593,410	3.9	1,546,131	47,279	0	42	24	47,211	2
	那 覇	1,367,833	3.4	1,364,469	3,364	0	1	0	3,361	2
	そ の 他	1,613,417	4.0	1,600,723	12,694	0	0	0	12,682	12
	海 港	3,188,160	7.9	562,002	2,626,158	1,256,518	0	5	1,369,337	298
海	博 多	648,561	1.6	111,397	537,164	371,652	0	0	165,498	14
	那 覇	455,202	1.1	6,639	448,563	318,630	0	0	129,882	51
	長 崎	309,401	0.8	28,861	280,540	189,597	0	0	90,939	4
	佐 世 保	187,295	0.5	8,987	178,308	126,123	0	0	52,180	5
	比 田 勝	178,205	0.4	178,192	13	0	0	0	13	0
	そ の 他	1,409,496	3.5	227,926	1,181,570	250,516	0	5	930,825	224

(注1)「特例上陸許可」とは、我が国への入国時に在留資格を受ける上陸許可ではない、「船舶観光上陸許可」、「寄港地上陸許可」、「通過上陸許可」、「乗員上陸許可」、「緊急上陸許可」、「遭難上陸許可」及び「一時庇護のための上陸許可」のことです。

(注2)「船舶観光上陸許可」は、出入国在留管理庁長官が指定するクルーズ船（指定旅客船）に乗っている外国人が、観光のため上陸する場合に、当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として、出国するまでの間7日又は30日を超えない範囲内で与えられるものです。「船舶観光上陸許可」には、一次の許可と数次の許可があり、この資料において公表している数値は、これらの許可を受けた者の数です。

(注3)「寄港地上陸許可」は、我が国を経由して他の国に行こうとする外国人が、乗り継ぎの際、買物や休養等のために寄港地（空港又は海港）の近くに一時的に上陸する場合に、72時間の範囲内で与えられるものです。

(注4)「通過上陸許可」は、我が国の2つ以上の出入国港に寄港する船舶に乗っている外国人が、1つの寄港地で上陸し、陸路で移動しながら観光した後、他の出入国港で同じ船舶に帰船して出港する場合、あるいは、我が国を経由して他の国へ行こうとする外国人乗客が、乗ってきた船舶・航空機の寄港地で上陸し、その周辺の他の出入国港から他の船舶・航空機で出国する場合に、それぞれ15日又は3日の範囲内で与えられるものです。

(注5)「乗員上陸許可」は、船舶等に乗っている外国人乗員が、乗換えや休養等の目的で寄港地に一時的に上陸する場合に、7日又は15日の範囲内で与えられるものです。「乗員上陸許可」には、一次の許可と数次の許可があり、本資料において公表している数値は、これらの許可を受けた者の数です。

(注6)「緊急上陸許可」は、船舶等に乗っている外国人乗客及び乗員の緊急事態に迅速に対処するもので、これら外国人が、病気、負傷等の身体上の事故の治療等を受けるために緊急に上陸する必要がある場合に、その事由がなくなるまでの期間与えられるものです。

(注7)「遭難上陸許可」は、船舶等の遭難、不時着等により、これらに乗っていた外国人の救護その他の緊急の必要がある場合に30日の範囲内で与えられるものです。

(注8)「一時庇護のための上陸許可」は、船舶等に乗っている外国人が、(1)難民条約に規定する理由その他これに準ずる理由により、その生命、身体又は身体上の自由を害されるおそれのあった領域から逃れて、本邦に入った者又は(2)迫害を受けるおそれのあった領域から逃れて、本邦に入った者（(1)に該当する者を除く。）で、かつ、その外国人を一時的に上陸させることが相当であると思われる場合に与えられるものです。

(注9)この表における「その他の特例上陸許可」は、「緊急上陸許可」、「遭難上陸許可」及び「一時庇護のための上陸許可」の合計です。

外国人の被上陸拒否者数

被上陸拒否者とは、①口頭審理の結果、我が国からの退去を命じられた者、②法務大臣に対する異議の申出の結果、我が国からの退去を命じられた者などをいう。

国籍・地域別被上陸拒否者数の推移 (人)

国籍・地域別	年別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	構成比 (注1)	対前年増減率	上陸申請者数 (注2)	上陸申請者比
総数		10,647	1,911	156	1,592	6,133	7,879	100.0%	28.5%	36,821,558	0.02%
タイ		1,398	341	3	372	1,464	1,415	18.0%	-3.3%	1,175,449	0.12%
中国		3,765	262	36	56	273	802	10.2%	193.8%	6,598,557	0.01%
スリランカ		434	18	4	79	490	686	8.7%	40.0%	54,379	1.26%
インド		133	19	5	40	384	647	8.2%	68.5%	247,386	0.26%
パキスタン		393	144	12	25	561	645	8.2%	15.0%	30,993	2.08%
インドネシア		584	113	0	73	503	612	7.8%	21.7%	524,883	0.12%
トルコ		925	204	1	289	453	382	4.8%	-15.7%	64,703	0.59%
韓国		375	125	18	100	293	382	4.8%	30.4%	9,025,017	0.00%
ネパール		131	23	4	21	317	339	4.3%	6.9%	117,368	0.29%
バングラデシュ		112	63	6	39	319	326	4.1%	2.2%	27,802	1.17%
その他		2,397	599	67	498	1,076	1,643	20.9%	52.7%	18,955,021	0.01%

理由別被上陸拒否者数 (人)

理由別	年別	令和4年	令和5年	令和6年	構成比 (注1)
入国目的に疑義のある事案		1,118	5,072	6,607	83.9%
上陸拒否事由該当事案		152	493	520	6.6%
有効な査証等を所持していない事案		27	63	93	1.2%
不法入国容疑で退去強制手続を執った事案		0	16	14	0.2%
その他の事案		295	489	645	8.2%
総数		1,592	6,133	7,879	100.0%

港別被上陸拒否者数の推移（上位5港） (人)

港別	令和4年	令和5年	令和6年	構成比 (注1)
成田空港	974	3,789	4,019	51.0%
羽田空港	282	885	1,385	17.6%
関西空港	223	713	953	12.1%
福岡空港	52	331	871	11.1%
中部空港	35	246	331	4.2%
その他	26	169	320	4.1%
総数	1,592	6,133	7,879	100.0%

(注1) 表の構成比(%)は表示桁数未満を四捨五入しているため、その合計は必ずしも総数とは一致しません。
(注2) 一般上陸許可を受けた者の数、寄港地上陸許可を受けた者の数及び被上陸拒否者数の合計です。

1 外国人新規入国者数の動向

- ◆ 外国人新規入国者数は、2024年（令和6年）12月に331万人を越え、1か月間としては過去最高を記録。
- ◆ 同年12月の7大空港での外国人新規入国者数は約311万人、コロナ前の2019年同月比で**+41.9%**、前年同月比で**+24.1%**と大幅な増加を記録。
- ◆ 特に、新千歳・成田・羽田・関西・福岡・那覇は増加傾向が顕著。

外国人新規入国者数 (人)

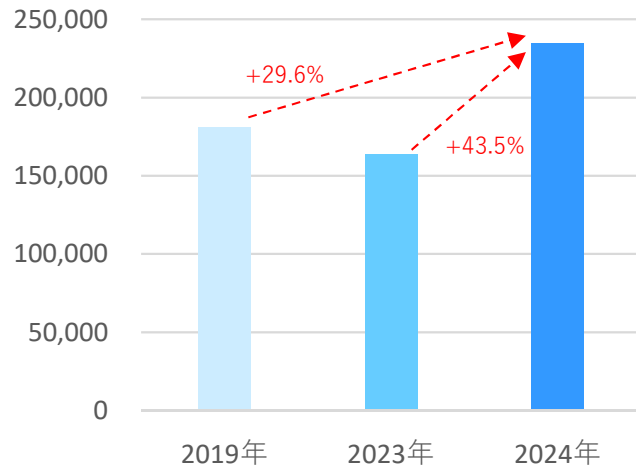
	新千歳空港	成田空港	羽田空港	関西空港	福岡空港	那覇空港
2019年12月	181,166	693,588	318,056	610,897	148,906	102,986
2023年12月	163,664	763,456	422,487	694,028	274,232	87,715
2024年12月	234,835	944,159	519,645	851,542	299,551	126,701
コロナ前の2019年同月比増加率	29.6%	36.1%	63.4%	39.4%	101.2%	23.0%
対前年同月比増加率	43.5%	23.7%	23.0%	22.7%	9.2%	44.4%

2 審査待ち時間の状況

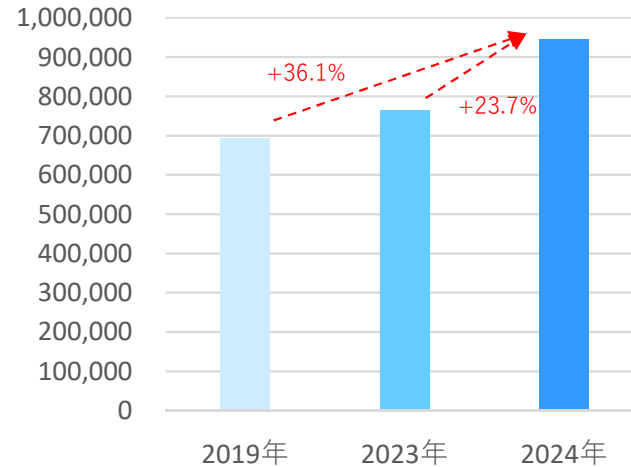
- ◆ 同年12月の7大空港における審査待ち時間20分以内の達成率は、外国人新規入国者数の増加を背景に、全体で「**66%**」とコロナ前の2019年同月比で▲14pを記録。
- ◆ 同月の最長審査待ち時間は、最大で「**79分**」を記録するなど60分越えも時折発生。航空機の到着時間が当初予定よりも前後し、到着便が輻輳することにより、入国審査を受ける乗客が一度に集中して、審査に時間がかかることが主たる要因。

2024年12月の外国人新規入国者数の動向（2019年・2023年同月比）

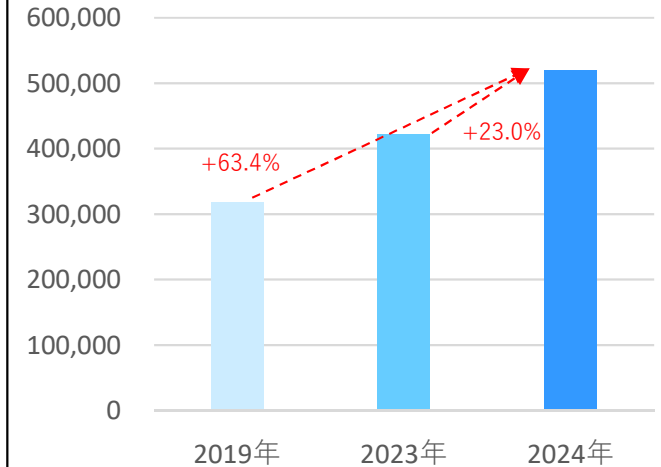
新千歳空港



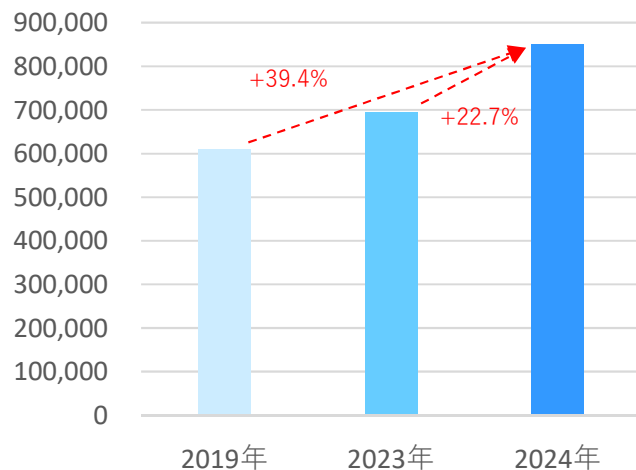
成田空港



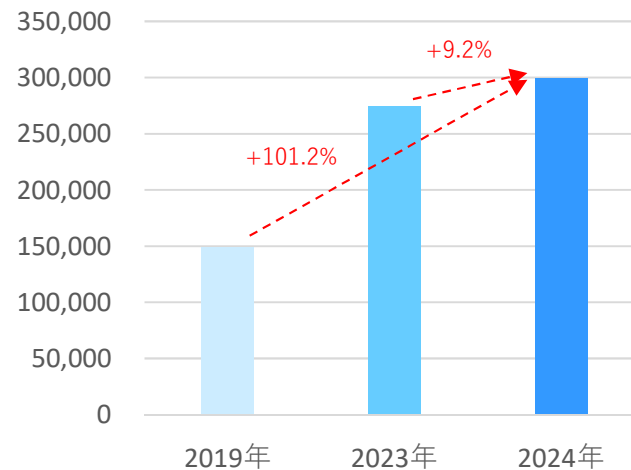
羽田空港



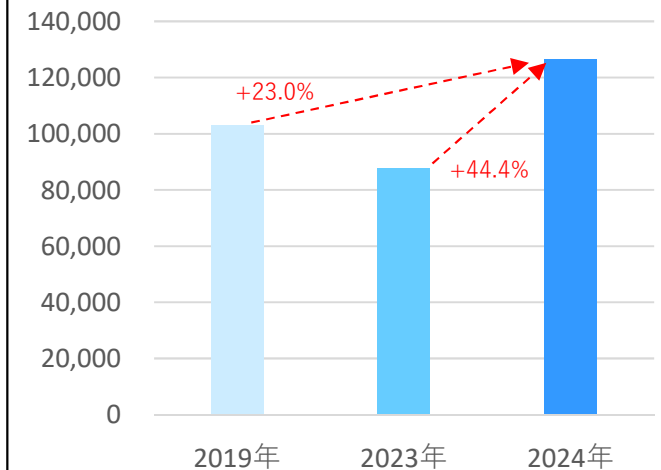
関西空港



福岡空港



那覇空港



「2030年に訪日外国人旅行者6,000万人」に向けて、テロの未然防止対策や増加する訪日観光客等に対する円滑な入国審査を求める要請に的確に対応するため、出入国審査の厳格化と円滑化を両立させながら、DX等を通じて高度化させていく。

円滑化

訪日外国人旅行者数の急増に対する
審査待ち時間の縮減を図ることが必要

円滑化の主な取り組み

顔認証ゲート

バイオカート

共同キオスク

クルーズ船の外国人乗客に係る
入国審査手続きの円滑化

厳格化

テロリスト等出入国管理上
のリスクの高い者の入国を確実に水際で防止することが必要

厳格化の主な取り組み

個人識別情報の活用

API(事前旅客情報)
の活用

PNR(乗客予約記録)
の活用

電子渡航認証制度(日本版ESTA)

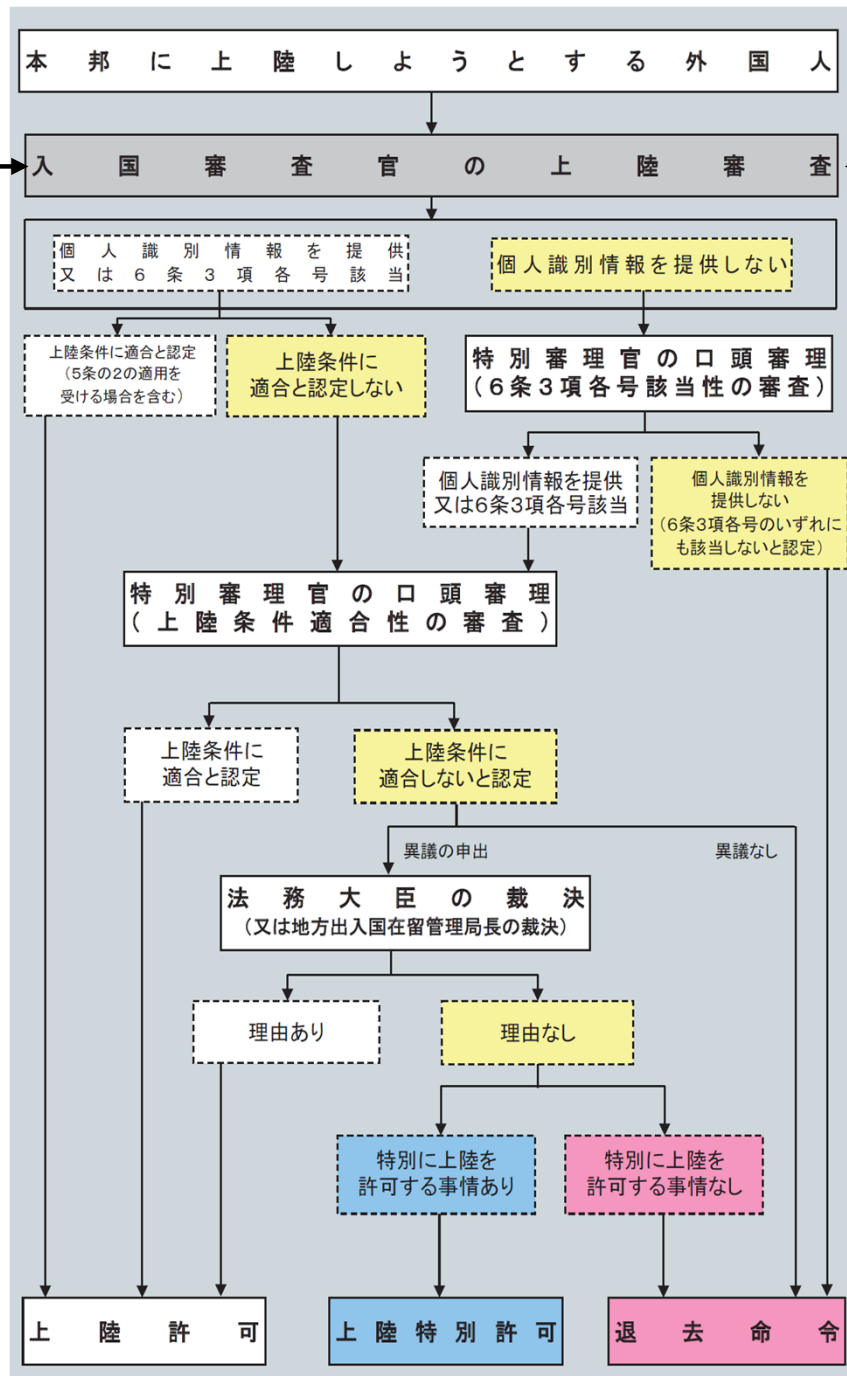
上陸審査の流れ

【API及びPNRの活用等】

- 旅客が日本に到着する前から、航空会社から以下を取得
 - ・ API（事前旅客情報）
 - ・ PNR（乗客予約記録）

- 関係機関からテロリスト等の情報を取得

⇒ 旅客が日本に到着する前に、これら情報の分析などを行った上で、上陸審査時に活用



【個人識別情報の活用等】

- 指紋の取得
(→被退去強制者等の指紋画像
要注意人物リストと照合)

- 顔写真の取得
(→関係機関から提供されたテ
ロリスト等の顔画像要注意人物
リストと照合)

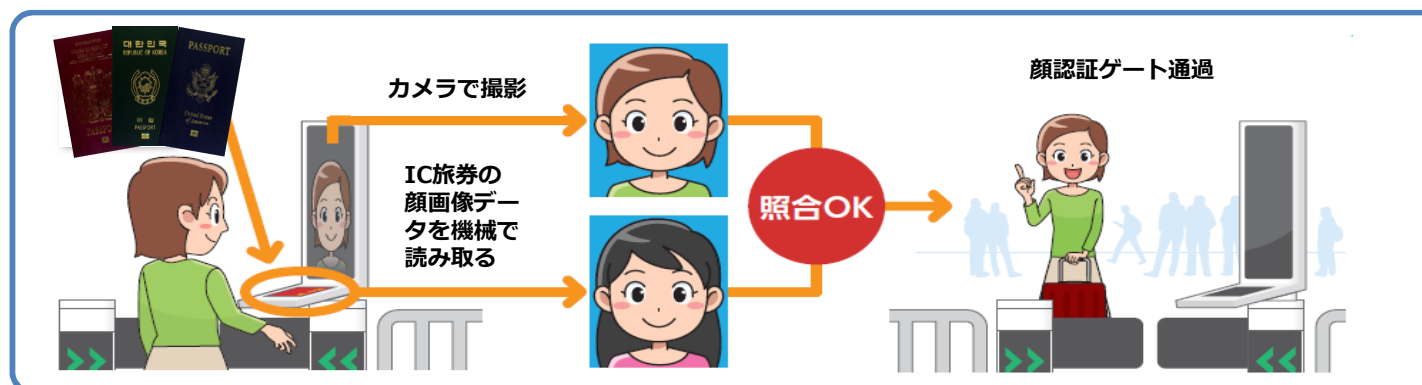
- 旅券の確認
(→ICPO紛失・盗難旅券データ
ベースと照合)

⇒ これらの照合結果について
は、上陸審査時に活用



対象： 日本人(出国、帰国)
外国人(出国する観光客等)

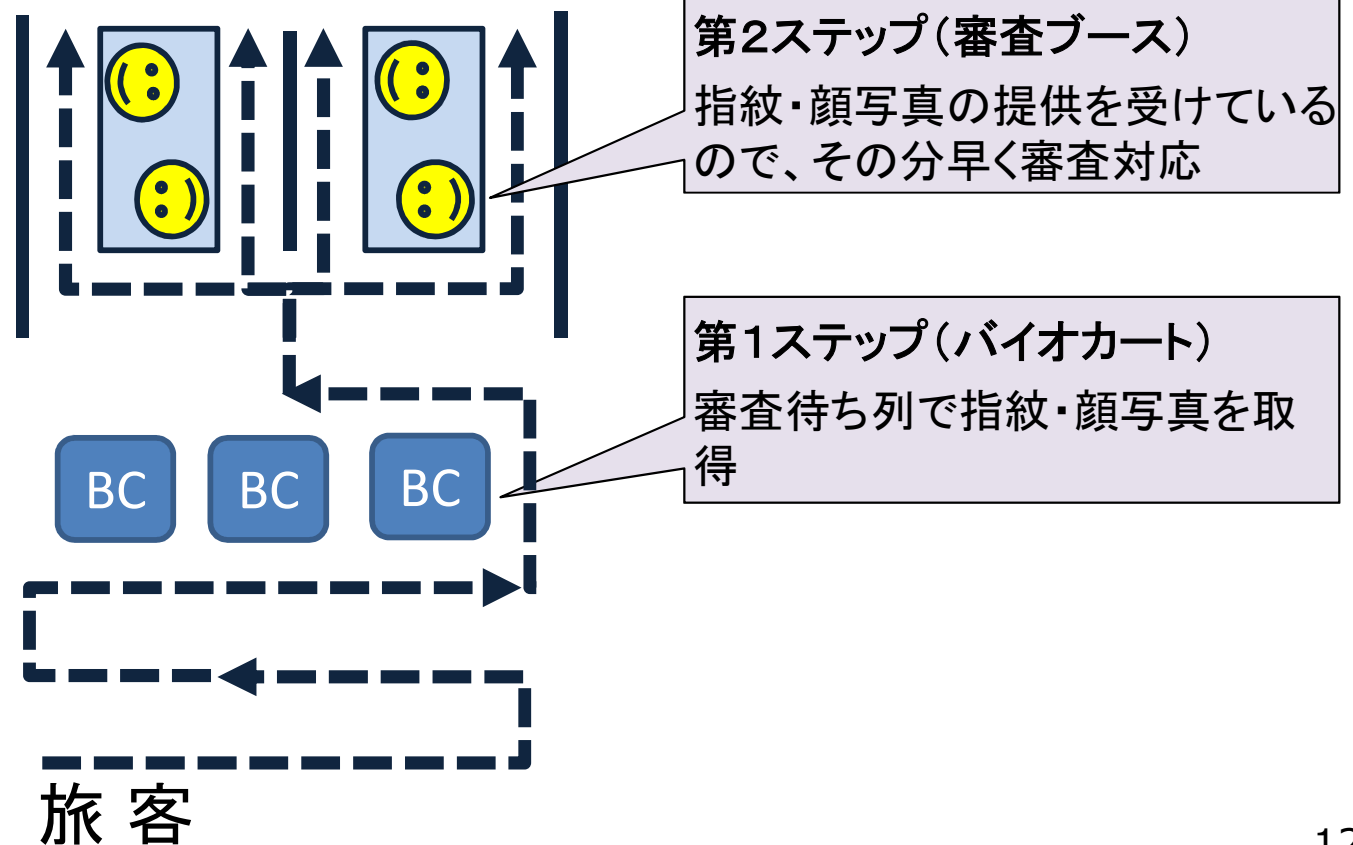
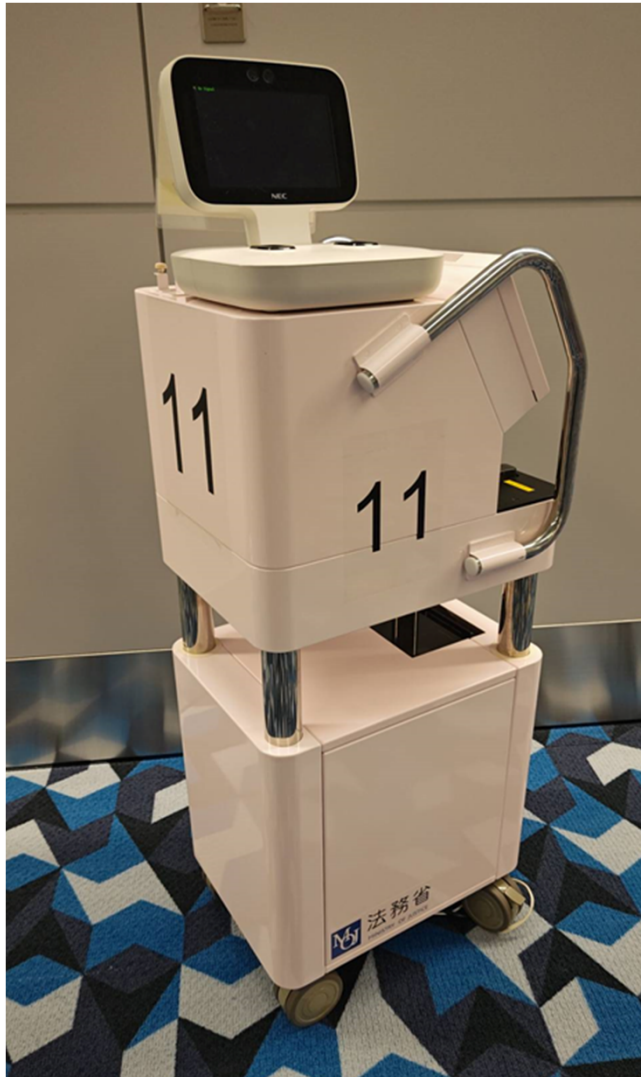
- ◆ 入国審査官による対面手続を経ることなく、機械で手続が完結
→ 出国審査を行っていた入国審査官を上陸審査等に従事させることが可能
- ◆ 証印の省略
→ 旅券の査証欄(スタンプを押すページ)も節約可能



円滑化の主な取組② ～バイオカート～

対象： 新規入国する外国人

◆ 審査待ち時間を有効活用して指紋・顔写真を取得



円滑化の主な取組③ ～共同キオスク～

対象： IC旅券を所持して電子申告する日本人・外国人

目的： 税関・入管で必要な各種情報の同時提供を可能とし、
旅客の利便性向上、税関・入管手続きにかかる重複する
手続を解消して時間の短縮化を実現

設置場所・運用開始時期等：

空港名	ターミナル名	運用開始時期	台数 (※運用開始時点)
関西空港	第1ターミナル	2025年4月1日	99台
	第2ターミナル	2025年4月1日	10台
羽田空港	第2ターミナル	2025年4月1日	24台
	第3ターミナル	2025年4月11日	55台
成田空港	第3ターミナル	2025年4月7日	10台



税関・入管における「共同キオスク」の概要

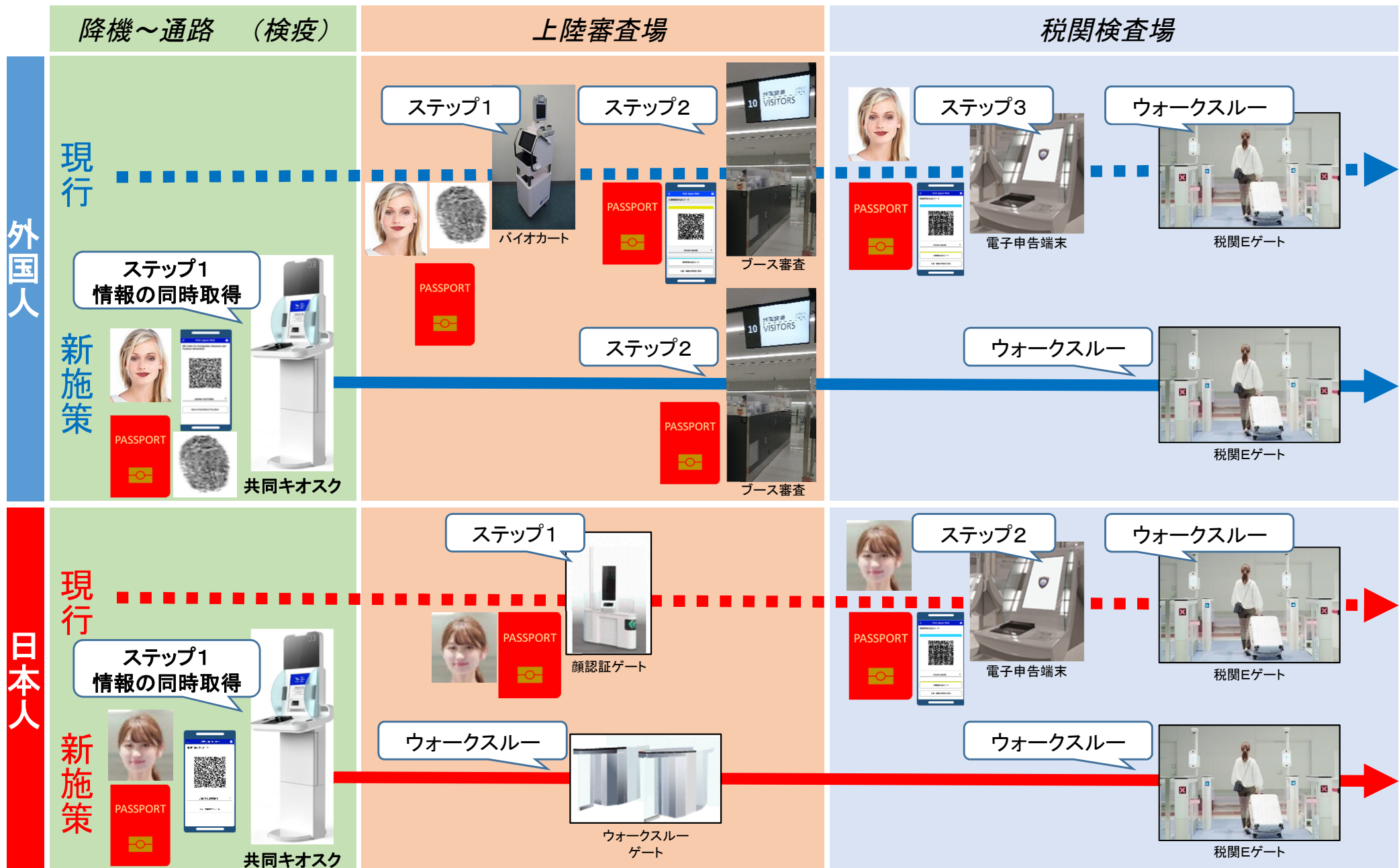


税関
Japan Customs



世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

- 税関・入管手続に必要な旅券・顔写真・申告情報等を同時に提供できる「共同キオスク」を入国動線上に設置。
- ①旅客の利便性向上、②入国手続全体の時間短縮、③手続ポイントの分散を実現。



円滑化の主な取組④

～クルーズ船の外国人乗客に係る入国審査手続の円滑化～



世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

制度概要

【船舶観光上陸許可（平成27年1月1日施行）】
出入国在留管理庁長官が指定するクルーズ船（指定旅客船）の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める特例上陸許可制度
⇒指定旅客船に乗っている外国人が観光のため上陸する場合に、当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として、
出国するまでの間7日（本邦内の寄港地が1か所の場合）又は30日を超えない範囲内で上陸を許可

現状

令和6年におけるクルーズ船外国人入国者数（速報値^{（※）}）：約143.8万人、前年比約4倍）のうち船舶観光上陸許可者数は約87%（約125.7万人）

（注）令和5年3月から本格的に国際クルーズの運航が再開。令和6年の我が国へのクルーズ船寄港回数は、2,479回（速報値^{（※）}）：前年比約1.3倍）
船舶観光上陸許可以外の外国人入国者は、フライ・アンド・クルーズ（短期滞在に係るみなし再入国許可）及び日本発着のクルーズ船乗客等である。

（※）出典：訪日クルーズ旅客数及びクルーズ船の寄港回数（2024年速報値） 令和7年2月28日 国土交通省港湾局産業港湾課

一般上陸許可との比較

船舶観光上陸許可

事前の手続

査証不要

上陸手続

申請人

船長等

①
旅券の
提出

②
指紋のみの
提供

許可書の交付

③
船舶観光上陸許可
最大30日間

※令和6年4月22日 EDカード廃止

運送業者等から事前に提供される乗客情報を基に許可書を準備することで迅速な交付が可能

一般上陸許可（観光目的）

事前の手続

非査証
免除国
（例：中国）

在外公館
での査証
取得

査証免除国
（例：韓国）

査証不要

申請人

外国人
本人

①
旅券・ED
カードの提出

②
指紋及び顔
写真の提供

上陸許可証印の貼付

③
在留資格：「短期滞在」
在留期間：90日、30日、15日

厳格化の主な取組①

～個人識別情報を活用した入国審査の実施～

個人識別情報（指紋・顔写真）による上陸審査（2007年11月～）

2006年の入管法改正により、上陸の申請しようとする外国人（特別永住者等を除く）は、入国審査官に対して、電磁的方法によって個人識別情報（指紋・顔写真）を提供することが義務づけられた。（入管法第6条第3項）

➡上陸申請者と旅券名義人との同一性の確認及び当庁が保有する要注意外国人リストとの照合をより正確かつ迅速に行うことが可能となる。

加えて、例えば、過去に退去強制歴がありながら、偽変造旅券や他人名義旅券を利用して繰り返し不法入国しようとする者についても、当庁が保有する被退去強制者の指紋及び顔画像と照合することにより、確実に発見することが可能となる。

◆個人識別情報を活用した入国審査により上陸を認めなかった者

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1,414	157	0	144	542	658



指紋の提供



顔写真の提供

上陸審査における顔画像照合の実施（2016年10月～）

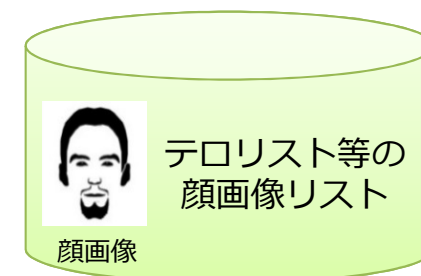
○テロリスト等を上陸審査時に確実に発見するため、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。



提供を受けた上陸申請者の顔写真



照合



テロリスト等の
顔画像リスト

顔画像

厳格化の主な取組② ～APIとPNRの水際対策への活用～

API(事前旅客情報)とPNR(乗客予約記録)

API : 航空機・船舶の乗員及び乗客の身分事項に係る情報。2007年2月、本邦に入る全ての航空機及び船舶の長に対し、報告を義務付け。

PNR : 航空会社が作成する乗客個々の航空券予約に係る情報。2021年6月、本邦に入る航空機を運航する航空会社に対し、電子的な報告を義務化。

APIの報告項目

航空会社

- ◇航空機情報 登録番号又は便名、所属する国名、到着日、到着する出入国港名
- ◇乗員情報 氏名、国籍・地域、生年月日、性別、乗員手帳又は旅券番号
- ◇旅客情報 氏名、国籍・地域、生年月日、性別、旅券番号、出発地、最終目的地

船舶代理店

- ◇船舶情報 船舶の名称、所属する国名、到着日、到着する出入国港名
- ◇乗員情報 氏名、国籍・地域、生年月日、乗員手帳又は旅券番号、職名
- ◇旅客情報 氏名、国籍・地域、生年月日、旅券番号、出発地、最終目的地

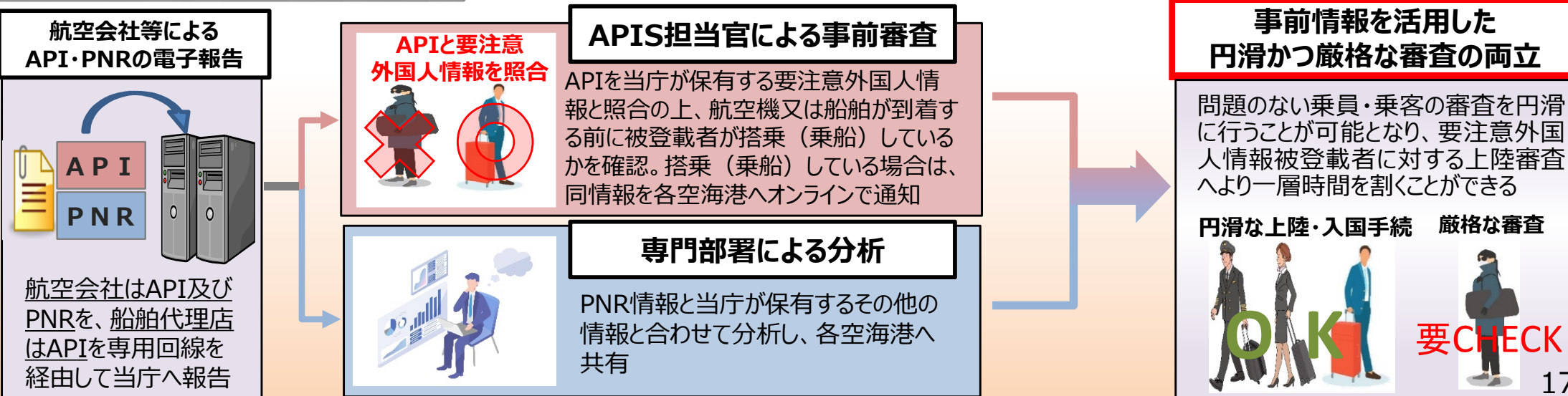
PNRの報告項目

航空券の予約情報（35項目）

- ◇予約者に関する事項 氏名、国籍・地域、生年月日、性別、旅券番号、発行年月日、出発地、最終目的地等
- ◇予約の内容に関する事項 予約年月日、予約番号、航空券番号、発行年月日、発行場所、座席の位置、旅行の日程等
- ◇携帯品に関する事項 受託した携帯品の個数、重量、携帯品番号等
- ◇搭乗手続に関する事項 搭乗手続時刻、搭乗手続番号等

※PNRの報告は航空会社のみ

API及びPNRの水際対策への活用



電子渡航認証システム（J E S T A（※））

- 来日を希望する外国人（観光などの短期滞在を目的とした査証免除国・地域の者等を想定）について、**渡航前に、入管庁に対して渡航目的や滞在先等の情報を提供させ、事前にチェックを行うシステム。**
- **電子渡航認証を受けていない外国人は原則として航空機に搭乗不可。認証を受けている者は所要の審査を受けた後、ウォークスルー型のゲートを通過しての上陸が可能となり、入国審査待ち時間の大幅削減が見込まれる。**
- 訪日外国人旅行者数を2030年までに6,000万人とする政府目標を踏まえ、急増する訪日外国人旅行者数に対応するため、**2028年度中の導入を目指す。**

現行

①チェックイン(海外航空会社カウンター)



②フライト(海外→日本)



我が国にとって好ましくない
外国人も航空機に搭乗可能

③上陸審査(日本)



上陸許可



上陸拒否



④チェックイン(海外航空会社カウンター)

電子渡航認証

搭乗の可否

認証

搭乗可能

不認証

搭乗不可

① 情報提供

③ 通知

②入管庁チェック
(渡航目的等)



⑤ 送信

⑦ 応答



⑥入管庁チェック
(電子渡航認証の有無等)



⑧フライト(海外→日本)



共同キオスク2.0（仮称）で
旅券読み取り
指紋・顔写真・渡航目的等
の情報を提供



提供情報に基づき審査

⑨上陸審査(日本)



ウォークスルー型
ゲート

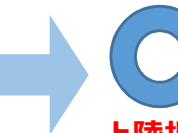
ブース審査へ

上陸許可



ゲート前で
審査

上陸許可



上陸拒否



導入後（イメージ）

（※）Japan Electronic System for Travel Authorization